

令和2年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和2年9月24日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長請願報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（17名）

1 番 片 桐 文 夫
3 番 遠 藤 保 明

2 番 平 山 清 海
4 番 林 晴 道

6 番 米 本 弥一郎
 9 番 高 木 寛
 11 番 宮 澤 芳 雄
 13 番 島 田 和 雄
 16 番 向 後 悦 世
 18 番 木 内 欽 市
 20 番 高 橋 利 彦

8 番 宮 内 保
 10 番 飯 嶋 正 利
 12 番 伊 藤 保
 15 番 伊 藤 房 代
 17 番 景 山 岩三郎
 19 番 佐久間 茂 樹

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	宮 内 敏 之	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	在 田 浩 治
子 育 て 支 援 課 長	石 橋 方 一	高 齢 者 福 祉 課 長	赤 谷 浩 巳
建 設 課 長	加 瀬 博 久	下 水 道 課 長	丸 山 浩
水 道 課 長	宮 負 亨	庶 務 課 長	杉 本 芳 正

事務局職員出席者

事 務 局 長	花 澤 義 広	事 務 局 次 長	向 後 哲 浩
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（伊藤 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（伊藤 保） 議案第1号から議案第17号までの17議案及び請願第4号の請願1件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（伊藤 保） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 向後悦世 登壇）

○決算審査特別委員長（向後悦世） 決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5

号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月11日及び14日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑5点について、申し上げます。

1点目として、ふるさと応援寄附推進事業について、個人寄附の最高額とその返礼品の内容はとの質疑では、個人の最高額は52万8,000円で、返礼品は2万2,000円以上の寄附で1回受講できるサーフィンスクールを24回選択しているとの答弁がありました。

2点目として、住民基本台帳事務費について、コンビニで交付された証明書の件数はとの質疑では、印鑑証明が201件、戸籍謄本・抄本合わせて76件、住民票の写し・記載事項証明書を含めて243件、戸籍の附票が11件で、合計531件となっているとの答弁がありました。

3点目として、市民まちづくり活動支援事業の内容についての質疑では、この事業は、協働によるまちづくり推進のため、市民の自主的創意あふれる事業を行う団体に対して補助金を交付し、まちづくりの担い手としての市民公益活動団体の育成を図るもので、令和元年度は5団体へ補助を行っているとの答弁がありました。

4点目として、生活困窮者自立支援事業について、相談件数と主な支援内容はとの質疑では、令和元年度の相談件数は106件、主な支援内容は、問題解決のため個々の状態に合ったプランを作成するというのが71件、家計相談支援が23件、就労支援が26件となっているとの答弁がありました。

最後に5点目として、幽学の里で米づくり交流事業について、直近の参加者数はとの質疑では、この事業は、市川市の子ども会と一般参加の二つのグループに分けて実施しており、令和元年度は、市川子ども会が202名、一般参加が市内15名、市外213名、合計430名となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号から議案第7号までの7議案は、全員賛成で認定することに決し、議案第8号は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、決算審査特別委員会委員長、向後悦世。

○議長（伊藤 保） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について採決をいたします。

議案第1号、令和元年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、令和元年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和元年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第４号、令和元年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第４号は認定することに決しました。

議案第５号、令和元年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第５号は認定することに決しました。

議案第６号、令和元年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第６号は認定することに決しました。

議案第７号、令和元年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第７号は認定することに決しました。

議案第８号、令和元年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第８号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第３ 常任委員長報告

○議長（伊藤 保） 日程第３、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 向後悦世 登壇)

○建設経済常任委員長(向後悦世) 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第16号、和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月16日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第16号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

今回このような事故を防止するため、ふだんから道路の点検を行っているのかとの質疑では、今回の現場は、見た目では予見できなかったが、道路のパトロールについては、定期的に職員と作業員で行っている。また、今月からは、他課の職員の協力も得て、道路パトロールを実施しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、建設経済常任委員長、向後悦世。

○議長(伊藤 保) 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 米本弥一郎 登壇)

○文教福祉常任委員長(米本弥一郎) 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、専決処分の承認についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月17日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

介護事業所支援金給付事業について、給付対象となる事業所の種別と件数はどの質疑では、事業所の内訳については、居宅サービス系が10種類で76事業所、地域密着型サービスが3種類で21事業所、施設系が2種類で7事業所となり、合計104事業所を見込んでいるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、文教福祉常任委員長、米本弥一郎。

○議長（伊藤 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、工事請負契約の変更について、議案第14号、工事請負契約の変更について、議案第15号、工事請負契約の変更についての5議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

初めに、議案第11号の主な質疑について申し上げます。

このようなときなので、値上げの時期は市民の観点に立って検討すべきではないのかとの質疑では、この使用料は光熱水費や施設などの修繕費に充てられる。過去20年以上値上げがされていないことや、行政改革アクションプランや公共施設等総合管理計画の中でも受益者以外の市民の負担も多く、適正に考えてほしいとの声もある。昨年の台風の影響で1年先送りされ、また、実施されるのも来年の4月ということもあるので、庁内で十分検討した結果、実施を判断した。市民の皆様にはご理解いただき、施設を長い間大切に利用していただきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

市が負担する経費は、工事の休止期間である12日間分だけで、業者の都合で工期が3月に延長となった分まで負担する必要があるのかとの質疑では、工事を12日間休止し、結果、2

か月半の工期延長となったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による工事の休止という理由だけで延長したわけではなく、休止以前から現在も、引き続き3密を回避する対策を取り入れている現場の体制や、建材市場の悪化による鉄骨材料の不足などが重なったものとなっている。いずれも業者の責任によらない理由に当たることから、請負額の変更を行ったものとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第9号は全員賛成で、その他の議案は賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（伊藤 保） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

初めに、議案第9号、議案第10号について討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

続いて、議案第11号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 皆さん、こんにちは。旭市議会の林晴道でございます。

議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

反対の討論をいたします。

今、この地域は、人口減少に伴う収入の減、超高齢化に伴う社会保障費の急増といった時代に突入しています。これまでの公的保険は、病気や介護状態になってからの治療や介護が中心でしたが、人生100年時代のこれからは、持続可能な社会保障制度の確立のためにも、病気予防や健康づくりの重要性は高まっています。

特に、今回の条例改正で使用料の値上げが予定されている海上健康増進センターは、毎年2万1,000人以上もの利用者がおり、健康管理はもとより高齢者の体力維持にとっても役に立っています。また、病気予防として三大疾病にも効果が大きいと感じ、このことで、医療、介護、福祉といった社会保障費の抑制につながっていると考えます。

本市の掲げる総合戦略の中でも、健康寿命の延伸を課題とし、あさひ健康応援ポイント事業、健康づくり運動推進事業、高齢者筋力向上トレーニング事業など、健康づくりに取り組んでいます。加えて、今、市が進めている生涯活躍のまちにも健康増進施設の設置を予定するなど、本市がいかに市民の健康づくりの推進に力を入れているかが受け取れます。

そのような中で、今回の使用料の値上げは、自ら健康意識を持ち、取り組まれている高齢期を迎えた方に大きな負担を強いることになります。また、コロナ禍で経済状況が悪い中、さらに当該施設は利用制限を設けているのに、なぜこの時期に値上げの改正を行うのか甚だ疑問に思います。

僕は、病気予防での社会保障費の抑制を鑑みた旭市全体の検証をしっかりとしていただきたいと、そのように思い、今回の使用料値上げに関する改正案を反対します。

以上であります。もしここで賛成される方がいらっしゃいましたら、今の点に対して、具体的に賛成の討論をここで論じてもらいたい、そのように思います。

○議長（伊藤 保） 続いて、平山清海議員、ご登壇願います。

（2番 平山清海 登壇）

○2番（平山清海） 私は、議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

市では、市民生活の質の向上などを目的に、多くの公共建築物や上水道、道路、橋梁の整備を進めてきました。近年ではこれら公共施設において老朽化の進行した施設が数多く見受けられるようになり、今後は安全性も考慮した大規模改修や施設更新など整備が必要になるものと思います。

平成28年に制定した公共施設等総合管理計画では、保有する全ての公共施設を対象に長期

的な整備方針を定め、より具体的な施設の今後の在り方、長寿命化等の整備計画の策定を進めております。その財源確保のための方策として、施設等に関わる使用料の適正化があります。

今回の使用料の改正につきましては、平成26年10月に改正して以来、5年が経過しております。行政改革アクションプランによる取組では、公平性の観点から、サービスの質や量と全体の費用等を考慮し、適正な受益者負担となるよう、定期的、これは5年ごとです、使用料等の見直しを行うということとしていることになっています。

施設を運営するための電気、水道、ガス等の光熱水費、または施設や機器の修繕、更新にかかる費用について、受益者負担の公平性の確保と、類似施設との使用料の均衡を図るため、公共施設使用料等の検証の結果、一部の施設について今回の改正を行うものと思います。

将来にわたり施設を維持、管理していく上で、使用料の改定は必要不可欠なものと考えます。利用する皆様においても、サービスの対価として一定のご負担をいただくことは必要であると思います。

また市民からの意見としても、受益者の負担を求めるべきとの意見もあり、公共施設を長く、さらに多くの人に利用していただくために必要な改定と考えられます。

ごみ処理手数料の値下げを含む今回の議案第11号について、賛成の立場を表明いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

(発言する人あり)

○2番(平山清海) 高齢者対策はといいますと。

(発言する人あり)

○2番(平山清海) ないです。

晴道さんの言いたいことも確かに分かりますけれども、やはり物は壊れていくもので、直して修理して、それをやはり受益者がある程度支払うということで。また、全然使わない人から見れば、やっぱり使っている人が幾らか負担しなくてはならないんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長(伊藤 保) 以上で、議案第11号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第12号について討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

続いて、議案第13号から議案第15号の3議案については関連がありますので、一括して討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 議案第13号、工事請負契約、つまり、新庁舎建築工事の変更について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、契約金額35億9,640万円を6,485万6,000円増額し、36億6,125万6,000円とするとともに、工期を令和2年12月28日から令和3年3月16日まで、約2か月半も延長するものです。

今回、新型コロナウイルス感染防止の関係で、国土交通省から、工事の休止に関する通知がありました。休止期間は2月28日から3月15日までの約2週間でした。この工事の休止については、市から事業者に要請するものですが、市では全くそのような指示をしていません。

なお、この期間は、小・中学校も新型コロナの感染防止のため臨時休校になっています。この時期の工事休止であれば理解できますが、しかし、市では、道路をはじめ他の工事を行っています、それらの工事については休止を行わず、工期の延長も行っていない。

さらに、全国で新型コロナウイルスの影響で工期延長の実例が3件との説明でしたが、隣の銚子市や匝瑳市をはじめ全国では何万件の工事が行われていますが、そのような中で、実例が3件、ほとんどが工期の延長をしていないということになります。工事の遅れを新型コロナウイルス感染防止に便乗した言い訳としか考えられません。

なお、新庁舎工事については、事業者の要請で、工事の休止を4月25日から5月6日まで行いました。この期間はゴールデンウィークの期間で、新型コロナウイルス感染防止とは全く関係ありません。事業者は大手のゼネコンで、一般的にはこの期間を連休としています。また、この期間は日曜日、祝日が6日間で、実際に工事を行う日は6日間です。それがなぜ2か月半も工期の延長になるのか。工事を休止したことを理由に、工事の遅れを隠すものではないのか。市の説明に不信感を抱くもので、全く理解できません。この工事につきましては当初から工事が遅れ、工期を延長するための言い訳としか考えられません。

なお、この休止期間の影響であれば6日間または10日間の工期の延長でよいと考えます。実際には、当初の計画での進捗率が工事履行報告書を確認すると、工事開始直後から工事が

遅れ、今年の3月では15.1%の遅れが発生していました。4月末ではさらに遅れ、19.2%の遅れが発生していました。なぜこの時点で工期延長願が提出されなかったのか、私には全く理解ができません。

請負金額の変更についても、工期が延びれば、現場事務所の仮設建物費や、板囲いの経費、現場監督の人件費なども当然増えることになります。国からの要請で休止期間が2週間であれば、工事休止期間の金額でよいのではないのか。業者の工事の遅れの分の費用まで見なくてもよいのではないのか。なぜ6,500万円も増額するのか。全く根拠のない金額で、事業者の言いなりとしか考えられません。

また、先日、工事の関係で警察の捜査が入りましたが、このような不明な金額を支出すると、再度捜査が入ることが心配でなりません。

また、契約金額の変更で、説明の中で、材料となる鉄骨の不足で柱などの製作が遅れたなどの話がありましたが、それなら、なぜ仮置場が必要なのか。そして、なぜ市がそのために550万円も負担しなければならないのか。今、製鉄業界の状況は、国内でも供給過剰で、古い炉は廃炉としています。また、世界最大の生産国中国でも供給過剰になって、世界的に価格の下落が続いています。全く説明の整合性がありません。

このように、理解できる説明がないと同時に、工事の進捗率の履行表など議員が知らないという認識での、議員を愚弄する説明を繰り返すなど議会を軽視しています。コロナウイルスに便乗した、悪乗りした業者の言いなりの変更契約、これは市民への背信行為ではないのか。工事の遅れをコロナに便乗して、二月半も工期を延長する。延長だけならともかく、国交省の通達を逸脱して、工事中止期間中ならともかく、業者の責任である工事の遅れの工事費の追加払い。これでは泥棒に追い銭と言っても過言ではありません。

我々議員は、執行のチェック機関として、また市民への説明責任もあります。実態を把握し、理解した中で、慎重なる対応をしなければなりません。

この工事の契約の変更金額は6,500万円ですが、電気設備や機械設備工事を含めると約8,500万円も増えることになります。増えた金額は市民の税金です。市民の貴重な税金をなぜこのような根拠のない工事費に充てなければならないのか。市民に対して、このような説明で理解が得られるのか。市民は、市が市民のために仕事をするから税金を払っているのです。このことを十分認識した上で、市民あつての市であることを理解し、市民のための事業に税金を使っていただきたいと思います。

最後に、私の次に賛成討論をする方がいると思いますが、私の反対した内容について、具

体的な賛成討論をするようお願いいたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（伊藤 保） 続いて、宮内保議員、ご登壇願います。

（8番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） 私は、議案第13号、新庁舎建設工事に関わる工事請負契約の変更について、賛成の立場から討論を行います。また、議案第14号及び議案第15号も関連する議案であります。

今般の工事請負契約の変更理由については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策と、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴っての建築増などによつての鉄骨材料の不足に伴う納入の遅れにより、全体の工程に影響が生じたとのことであります。

このうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、感染が広まり始めた時点の令和2年2月27日に、国土交通省からの通知が出され、契約業者の感染拡大防止の意向を尊重し、契約業者からの申出があった場合には、契約業者の責任によらない理由として、工事の一時中止や設計図書の変更を行い、必要に応じて請負代金の変更及び工期の見直しを行うよう要請されているとのことであります。

そして、このことに関しては、7都府県に出された緊急事態宣言を踏まえても、もう一度さらに幅広く対応する内容で令和2年4月7日に通知が出されており、さらに、緊急事態宣言が解除された後においても、基本的な感染防止策を継続する必要があることから、令和2年5月25日に、同様の措置を取るよう重ねて通知が出されているとのことであります。

一方、鉄骨材料の不足に伴う納入の遅れについては、昨年の建設工事の着工当時から、建材市場の需給が悪化していたため、国が製造メーカー等に需給安定化に向けた協力要請を行っており、鉄骨商社への聞き取り調査などからも、全国的に需給が逼迫傾向で調達困難な状況が確認されていたとのことであります。

これについても、私は、社会情勢の影響を受けたものであることから、工事請負契約書に基づく契約業者の責任によらない理由に当たると理解するものであります。

そのような中、今回の変更金額は、議案第13号及び関連する議案第14号、議案第15号の合計で約8,500万円の増額であります。増額率からすると、当初の請負代金の合計約49億円の1.7%に当たるもので、国の設計変更ガイドラインでは、請負代金の20%を超えないものは軽微な設計変更として取り扱っているとのことです。

確かに増額するのは8,500万円という大きな金額であり、一般市民や市にとっても8,500万

円の増額はとても大変な金額であります。しかし、工事を受注した建設会社も、今回の新型コロナウイルスと、東京オリンピック・パラリンピックでの建築の増加に伴っての鉄骨資材の逼迫などによって、工期の長期化、工事及び業務の一時中止などと、軽微な設計変更としても工事への影響は大変厳しいものと考えます。そのような状況ではありますが、適切な設計や施工管理に基づいて工事が進められているものと確信しているところであります。

振り返ってみれば、新庁舎の建設については、現本庁舎の老朽化や耐震不足から緊急性を要するものであり、2011年の東日本大震災、また近年度重なる想定外の自然災害に対応するための旭市の防災拠点としての役割を担うため、早期完成を目指して進めてきたものと考えます。

しかしながら、現在、地球規模で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の前では、足踏みを余儀なくされており、工事の施工に当たっては三つの密に十分留意し、作業員の安全を確保した上で、この新庁舎の建設を進めていくことが肝要であると考えます。

最後に、新庁舎の開庁時期は、令和3年4月を予定しているとのことであります。来年は、仕切り直しとなった東京オリンピック・パラリンピックが開催され、新しい時代の幕開けとしてイベントと新庁舎の開庁が重なるわけであります。これを契機に、今年低迷している経済の回復を期待するとともに、新庁舎がどんな社会情勢の変化にも対応できる旭市の未来をつくる拠点として、そして新たな市のシンボルとなるよう切なる願いを込めて、私の賛成討論といたします。

○議長（伊藤 保） 以上で、議案第13号から議案第15号までの3議案について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第16号、議案第17号について討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより議案第9号から議案第17号までの9議案について採決いたします。

議案第9号、令和2年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和2年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、工事請負契約の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 常任委員長請願報告

○議長（伊藤 保） 日程第5、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 米本弥一郎 登壇)

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る9月4日の本会議において、本委員会に付託されました請願第4号、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月17日、付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では、この件については地元住民が長い間取り組んでおり、平成23年には同様の請願が全会一致で採択され、その後、意見書を提出しているものの、今日に至るまで現地の状況等は変わっていない。

今回、この問題を解決できるよう意見書に反映させ、今後、隣接する1市1町に対しても働きかけ、歩調を合わせる必要があるという意見等がありました。

結果、別紙報告書のとおり、全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和2年9月24日、文教福祉常任委員長、米本弥一郎。

○議長（伊藤 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第4号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

では、ただいまの件について質疑をします。

普通の請願、陳情であれば、お願いしますですね。しかし、この請願は最高裁で判決が下され、県が不許可の決定をしております。三権分立の中で裁判所の決定を覆すことは、これはできません。そんな中で、決定していることに対して、なぜ改めて請願をするのか。それとまた、この行政不服審査が出ているとのことではありますが、これは確認したのか、その点をお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

文教福祉常任委員長、米本弥一郎議員。

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） それでは、高橋議員の質疑にお答え申し上げます。

委員会の審査では、高橋議員おっしゃるような質問、意見等はございませんでした。

以上です。

○議長（伊藤 保） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、それでは全くお粗末じゃないんですか。

もう決定したことに対して、なぜ請願を出すのか。決定してたんでしょ、不許可だということ。それをなぜ受け付けしたのか。

それと同時に、また先ほど言いましたが、不服審査が出ているということでございますが、これはどうなっているのか。決定したことに対して今度はまた請願出したら、旭市の議会が笑われますよ。その辺踏まえた中で、委員長どういうふうに思っているのか。

それから、この請願はどういう順序で来たのか。本来だったら議長に出てくるわけですね。議長は当然これについては確認をした中で受け取って、それで文教に回していると思うんですよ。そういう中で、どういう手順を踏んでこの請願を受け付け、そして委員会で審査した

のか。そして、できればその委員会の審査の中での検討内容についてお尋ねをします。

○議長（伊藤 保） 文教福祉常任委員長、米本弥一郎議員。

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） それでは、高橋議員の質疑にお答え申し上げます。

審査の経過でどういったことがあったかということですが、まず、先ほども報告で申し上げたとおり、隣接する1市1町にも働きかけて連携して、この問題に取り組んでいくべきであるし、また、このような請願が再び……

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 高橋議員、これは文教福祉常任委員会の委員会の内容ですから、内容について、委員長の報告について求めているわけですから。一般質問と違いますからね。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） だから、委員長の報告は、そういう回答がなかったということでございますので、よろしくお願いします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、こういう、もう既に不許可ですね、もう決定していることに対して、なぜ請願の受付をしたのかお尋ねします。

○議長（伊藤 保） では、これは私でいいんですね。

市民からの請願、要望は受け付けなければなりません。審査をした上で、しっかりと話を聞いて、それで付託いたしました。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） 高橋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 旭市議会の林晴道であります。

請願第4号、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、賛成の討論をいたします。

何よりもまず、本件は平成22年9月に、最高裁が千葉県側の上告を不受理とし、設置許可の取消しが決定している事案であります。なおかつ、県は平成25年1月、当該事業者に対し、長期にわたり暴力団員の関係企業から間接的に融資を受けていたことが判明し、最終処分場の許可申請を不許可処分としています。

しかしながら、不許可処分を受けた処分場はいまだ復旧が行われる様子はなく、多くの地元住民は、不安と、千葉県に不信感を、強い不信感を抱いています。

本市の農業生産額は、県下1位で、全国6位を誇り、このような施設の状況では農業への風評被害が心配されるので、早期の解決を望みます。

また、先ほど委員長報告において、委員会審査当日の僕の意見を取り上げていただきましたが、地元の先輩方が長きにわたり取り組んでこられたこの問題を、この機に完全解決するよう、隣接する1市1町とともに取り組もうではありませんか。

残念ながら、文教福祉常任委員の中には、県とけんかしても仕方ないだろうというような弱腰の意見もございましたが、けんかするのではないんです。しっかりと物を伝えて、解決に向けて取り組むんだと、そういう姿勢でいこうではありませんか。

以上のことから、関係機関には、この産業廃棄物最終処分場の現在まで管理放棄されている現状をしっかりと確認していただき、不許可処分に伴う現地の復旧と、設置計画の完全廃棄のため賛成をするとともに、議員各位の同意を求めます。

○議長（伊藤 保） 以上で、請願第4号について通告による討論は終わりました。

以上で討論を終わります。

これより請願第4号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第4号、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 賛成多数。

（発言する人あり）

○議長（伊藤 保） もう一度お願いします。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、請願第4号は採択と決しました。

ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時20分

○議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出について、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田和雄 登壇）

○議会運営委員長（島田和雄） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出について、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります令和2年旭市議会第3回定例会議事日程その2、本日9月24日木曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（伊藤 保） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（伊藤 保） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

初めに、発議第1号について、文教福祉常任委員会委員長、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 米本弥一郎 登壇）

○文教福祉常任委員長（米本弥一郎） それでは、発議第1号について、提案理由を申し上げます。

発議第1号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書。

本件は、昭和63年、株式会社伸葉都市開発（現エコテック）が県に事前協議書を提出し、以来三十数年にわたり旧海上町町民の反対の中で今日に至っている。

平成10年6月8日、県は設置許可申請を受理したが、これに対し旧海上町において住民投

票（投票率87.3%、設置反対97.5%）を実施し、沼田、堂本、森田三知事に対して反対陳情等も行ってきた。

その後、県において不許可の決定をしたが、伸葉都市開発側は、旧厚生省に行政不服審査請求を申し立て、その結果、県の不許可処分は取り消され、平成13年3月1日、再度設置が許可された。

以後、千葉県に対し住民による許可処分取り消し訴訟が起こされ、一審二審では住民側が勝訴したが、県は最高裁判所に上告、平成22年9月9日、最高裁判所は県側の上告を不受理とし、設置許可の取り消しが確定した。

その後、平成25年1月28日、県はエコテックの最終処分場設置を不許可処分とした、しかしながら、現地ではエコテックによる復旧等が行われている様子はなく、住民は不安を抱えたままである。

旧海上町においては、かつて数百万トンの大規模な不法投棄がなされた事実がある。当時の川口順子環境大臣が現地視察に来町し、あまりのひどさに驚いた経緯があり、この点については、県産業廃棄物指導担当の行政の不作為というべきである。

ご承知のとおり本市の農業生産額は県下1位を誇り、設置場所周辺の松ヶ谷地区には、70戸余りの住民が清冽な地下水に依存した生活をしている現状である。

以上のことを鑑み、関係機関においては現状を確認し、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置に対して、完全な廃棄と復旧を行うよう指導することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、環境大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤 保） 続いて、発議第2号について、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） 発議第2号について、提案理由を申し上げます。

発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を

求める意見書。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。

先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。

よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（伊藤 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（伊藤 保） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を一括議題といたします。

発議第1号、発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤 保） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 事務報告

○議長（伊藤 保） 日程第 7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 伊藤憲治 登壇）

○総務課長（伊藤憲治） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧ください。

1 つ、手指の消毒用アルコール408リットルを、鈴木一朗様より、7 月 7 日受納いたしました。

1 つ、金51万7,100円を、明治安田生命保険相互会社成田支社様より、8 月 5 日受納いたしました。

1 つ、金300万円を、菅谷巖様より、9 月17日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（伊藤 保） 事務報告は終わりました。

◎日程第 8 閉 会

○議長（伊藤 保） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いたしました。

これにて令和 2 年旭市議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 1 1 時 3 8 分